

1 制度についての従事者等への周知

- 制度の開始後（令和8年（2026）年12月25日以降）、
 - ・こどもと接する業務に従事する方について、**性犯罪前科の確認**が必要になること
 - ・**性犯罪前科がある場合**、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもと接する業務に就くことができなくなる**こと
- 等について、従事者への周知をお願いします。
- また、**施行前に研修を受講すること等、従事者での対応が必要**になることについても、あわせて周知をお願いします。

※施行後は3年以内に現職者の**性犯罪前科の確認が必要であり、そのための手続(戸籍等の登録等)が必要となります。**

従事者において対応が必要な事項

施行前

研修の受講

性暴力防止への理解促進
に必要です。



※施行後に児童等に接する業務に従事することとなった方については、児童等に接する業務に従事する前に、研修の受講が必要になります。

従事者向け研修教材はこちら

こども家庭庁「こども性暴力防止法に基づく従事者向け
研修教材」

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujsya>



施行後

専用システム（こまろうシステム）を通じた
性犯罪前科の確認
※マイナンバーカードの準備をお願いします。

アカウント登録

手続は、プライバシー保護の
ため、オンラインで行います。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に
必要です。



被害の早期把握のために「日頃からの見守り」等も
お願いします。